

那 霸 市 公 報

第 1 3 8 5 号
毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示

- 歩行者専用道路の指定について（都市施設管理センター） 3
- 市道路線の区域決定及び供用開始について（都市施設管理センター） 8
- 固定資産の価格等を登録したことについて（資産税課） 25

◇ 公 告

- 都市公園の設置及び供用開始について（都市施設管理センター） 25
- 那覇広域都市計画事業小禄金城土地区画整理事業の事業計画変更について
（区画整理課） 27
- 天久公園多目的広場の照明施設設置及び一部供用について（都市施設管理センター） 28
- 那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課） 28
- 那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課） 29
- 那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課） 29
- 保留地の一般公開抽選処分について（小禄南区画整理事務所） 30

◇ 消防本部訓令

- 那覇市災害ユイマール登録制度実施要綱 32

◇ 消防本部告示

- 火災警報の発令に関する規程の一部を改正する告示 42
- 禁煙場所等の指定に関する規程の一部を改正する告示 42

- 指定洞道等の指定に関する規程の一部を改正する告示..... 43
- 消防用設備等の検査及び点検を要する防火対象物を指定する規程の一部を改正する告示..... 43
- 核燃料物質等を指定する規程の一部を改正する告示..... 44

◇教育委員会規則

- 那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則..... 44

◇教育委員会訓令

- 那覇市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令..... 45
- 非常勤の公民館長の任命及び職務等に関する規程..... 45

◇教育委員会教育長訓令

- 那覇市教育委員会庁舎管理規程の一部を改正する訓令..... 47

◇公平委員会規則

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 47

告 示

那覇市告示第 80 号

平成 16 年 3 月 16 日

掲 示 済

歩行者専用道路の指定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 7 項第 3 項の規定に基づき、歩行者専用道路を次のとおり指定する。

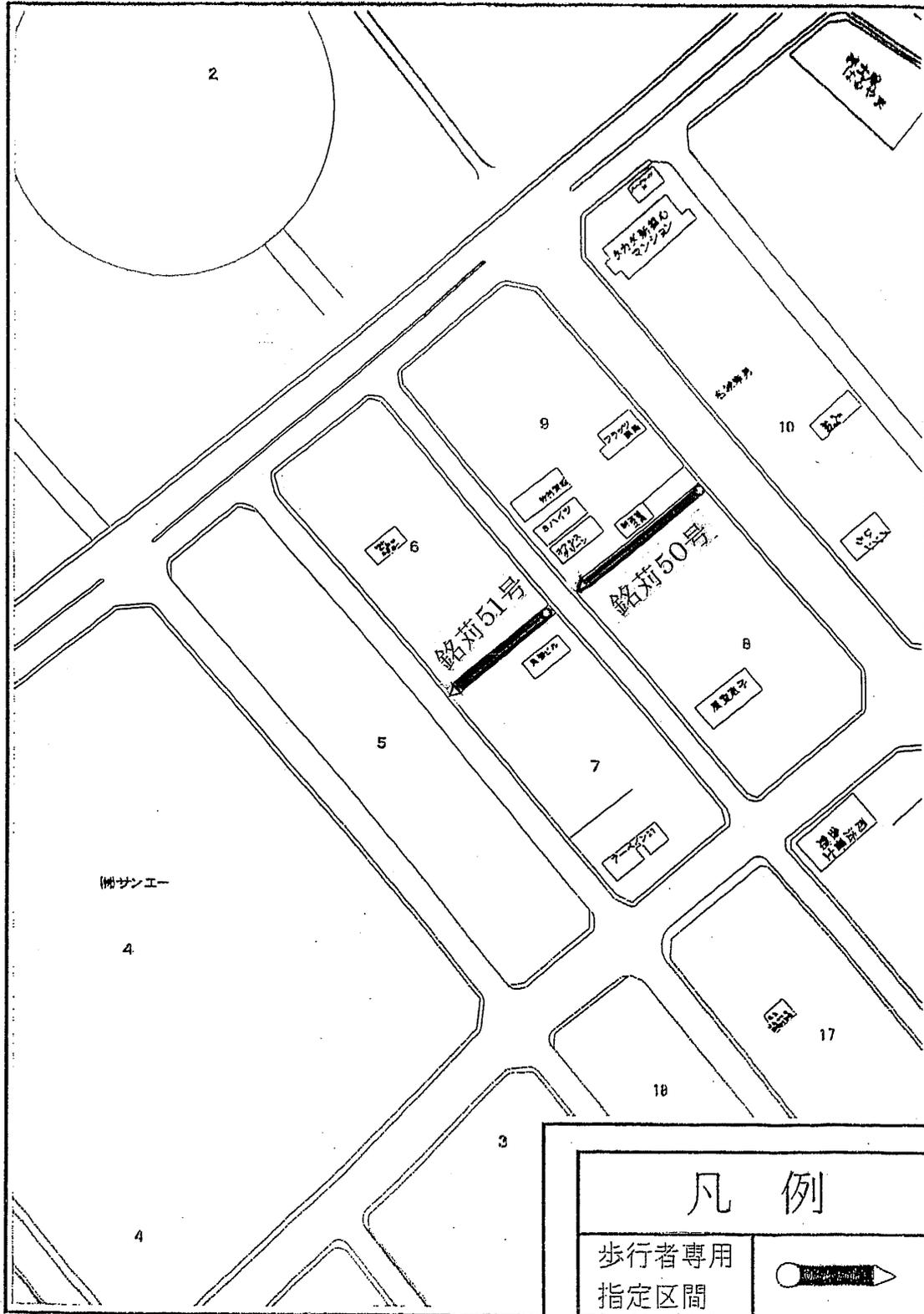
その関係図面は、告示の日から 2 週間那覇市都市施設管理センター（道路管理室）において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

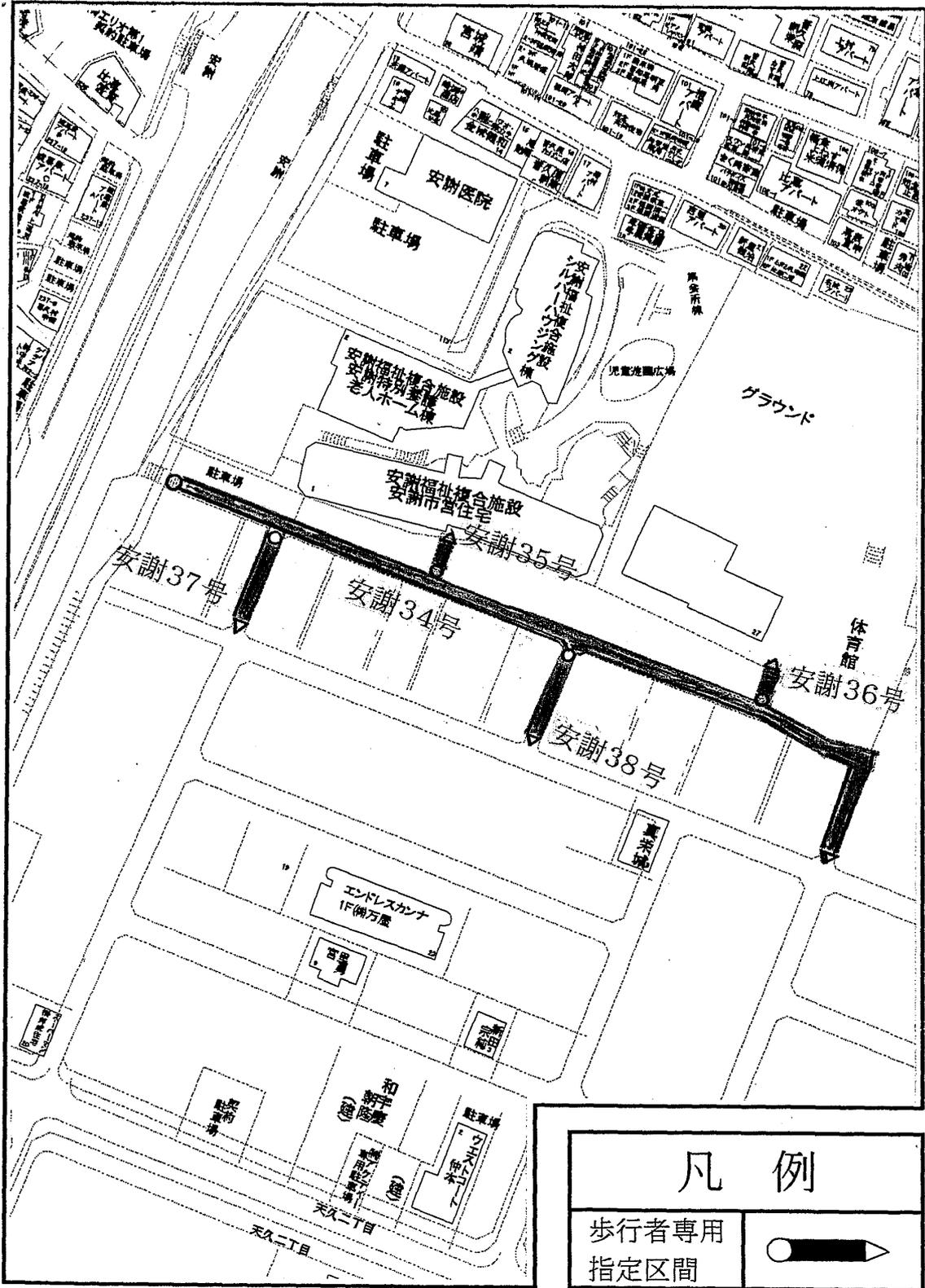
歩行者専用道路に指定する路線

整理番号	路線名	区間
1939	銘苅 50 号	字銘苅兼本原 807-1 字銘苅兼本原 812-7
1940	銘苅 51 号	字銘苅兼本原 808-2 字銘苅兼本原 808-4
1825	安謝 34 号	字安謝西原 156-2 字安謝西原 164-2
1826	安謝 35 号	字安謝西原 150-1 字安謝西原 150-1
1827	安謝 36 号	字安謝西原 138-1 字安謝西原 138-1
1828	安謝 37 号	字安謝西原 160-6 字安謝西原 179-1
1829	安謝 38 号	字安謝西原 144-2 字安謝西原 161-2
1833	安謝 42 号	字安謝東原 595 字安謝東原 573
1935	銘苅 46 号	字安謝東原 606-2 字銘苅直禄原 472-9
1892	天久 59 号	字天久東原 158 字天久東原 153-1

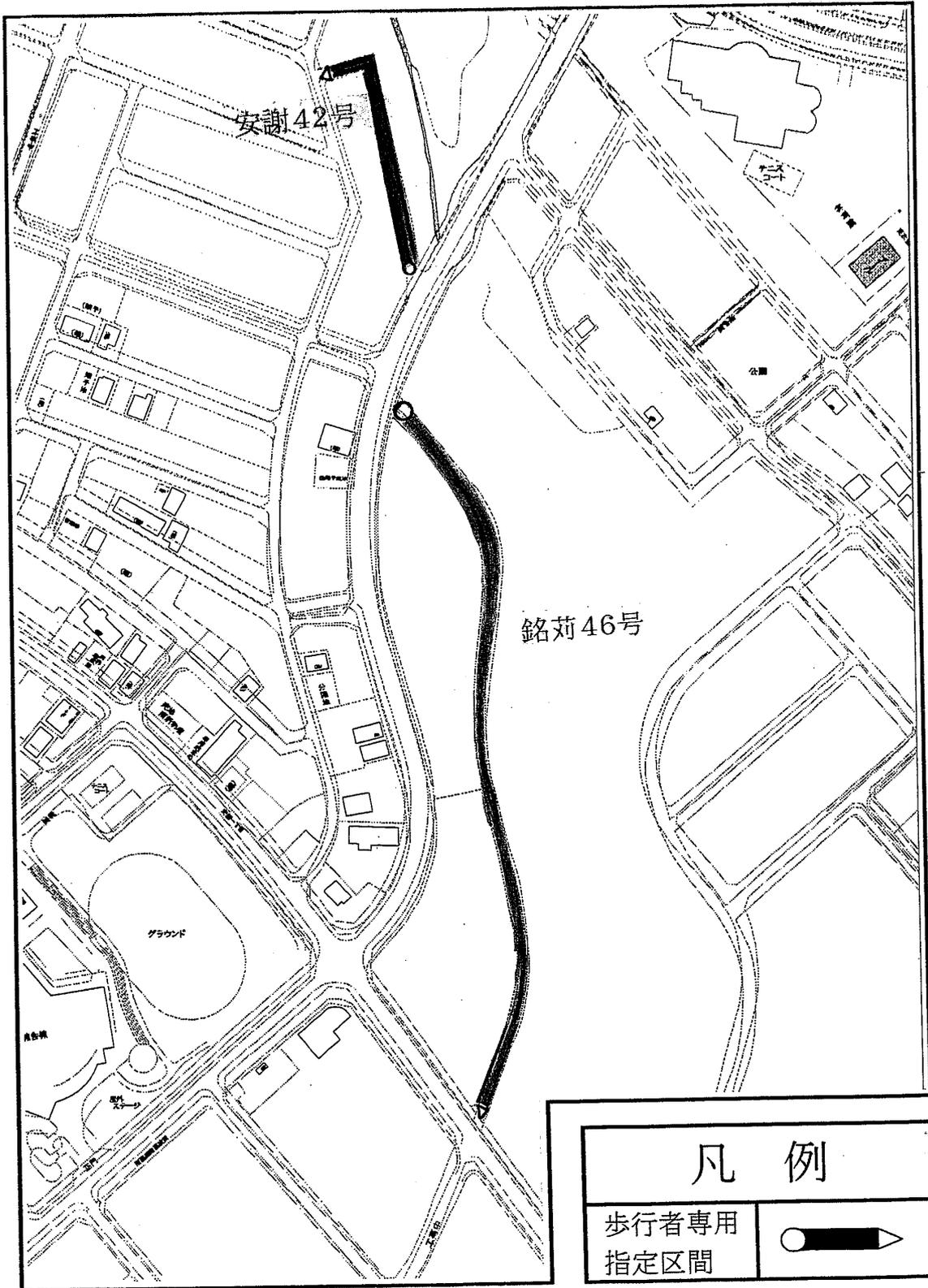
歩行者専用道路指定位置図



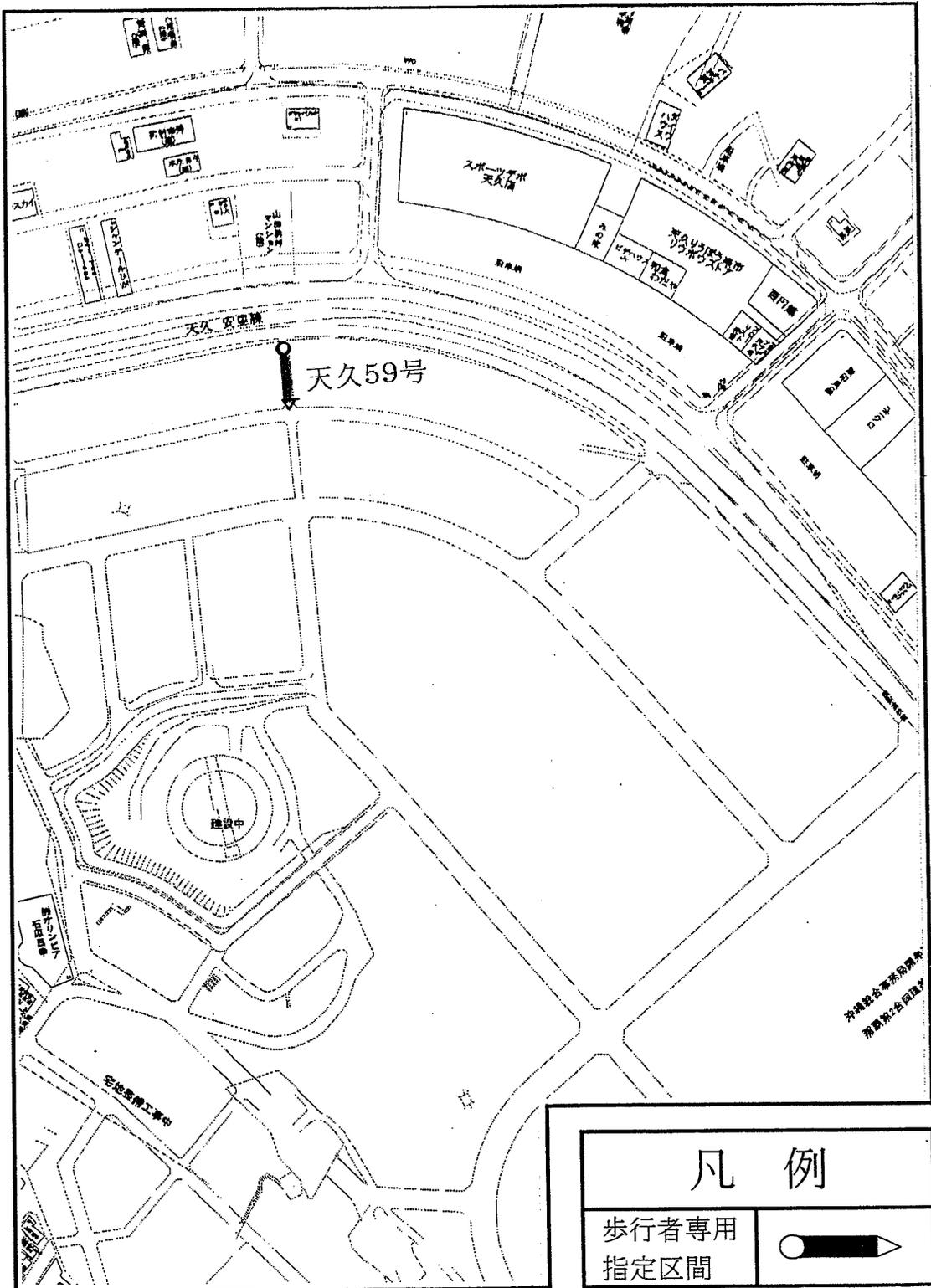
歩行者専用道路指定位置図



歩行者専用道路指定位置図



歩行者専用道路指定位置図



那覇市告示第81号
平成16年3月16日
掲 示 済

市道路線の区域決定及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のとおり区域決定及び供用開始をする。

その関係図面は、告示の日から2週間那覇市都市施設管理センター（道路管理室）において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

区域決定及び供用開始をする路線

整理番号	路線名	区間	延長 m	幅員 m	備考
1939	銘苅 50 号	字銘苅兼本原 807-1 字銘苅兼本原 812-7	55.0	4.0	歩専道
1940	銘苅 51 号	字銘苅兼本原 808-2 字銘苅兼本原 808-4	55.2	4.0	歩専道
1825	安謝 34 号	字安謝西原 156-2 字安謝西原 164-2	233.9	4.0	歩専道
1826	安謝 35 号	字安謝西原 150-1 字安謝西原 150-1	13.2	4.0	歩専道
1827	安謝 36 号	字安謝西原 138-1 字安謝西原 138-1	11.7	4.0	歩専道
1828	安謝 37 号	字安謝西原 160-6 字安謝西原 179-1	29.0	4.0	歩専道
1829	安謝 38 号	字安謝西原 144-2 字安謝西原 161-2	29.0	4.0	歩専道
1833	安謝 42 号	字安謝東原 595 字安謝東原 573	148.7	6.0	歩専道
1935	銘苅 46 号	字安謝東原 606-2 字銘苅直禄原 472-9	417.9	6.0	歩専道
1892	天久 59 号	字天久東原 158 字天久東原 153-1	31.1	4.0	歩専道
1819	安謝 28 号	字安謝東原 543 字安謝東原 589	117.9	6.0	
1894	銘苅 5 号	字銘苅港川原 336-1 字銘苅港川原 350-1	158.6	6.0	
1975	古島 60 号	字古島宇久増原 84 字古島宇久増原 57	134.6	6.0	
1876	天久 43 号	字天久天久原 150-1 字天久東原 198	272.1	6.0	
1909	銘苅 20 号	字銘苅銘苅原 86-1 字銘苅銘苅原 69-1	131.3	6.0	

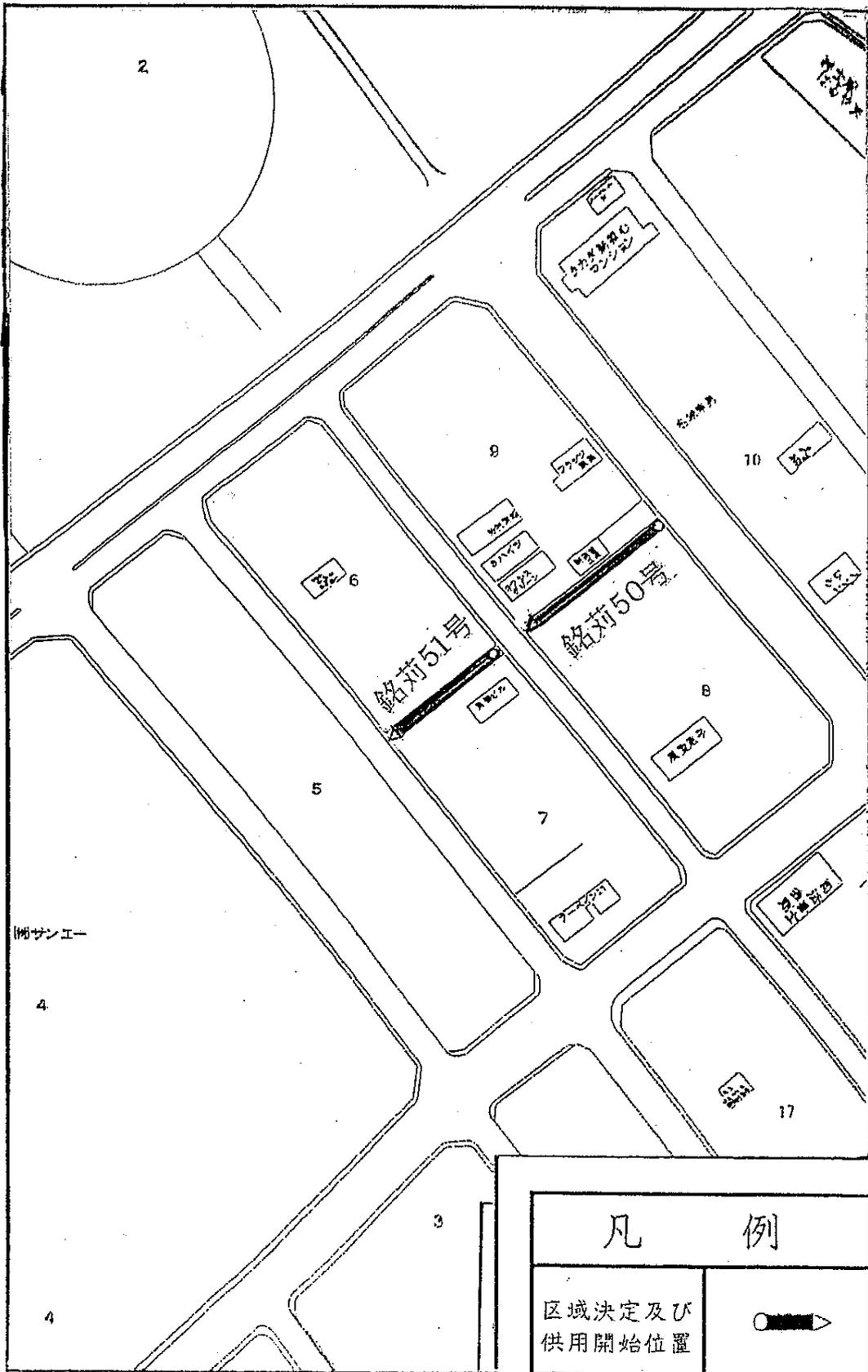
区域決定する路線

整理番号	路線名	区間	延長 m	幅員 m	備考
1878	天久 45 号	字天久東原 192 字天久東原 205	73.2	6.0	
1941	上之屋 10 号	字天久天久原 137 字上之屋上之屋原 199	474.6	9.0	
1983	安里 28 号	字安里後原 285-2 字安里後原 195-1	497.0	9.0	

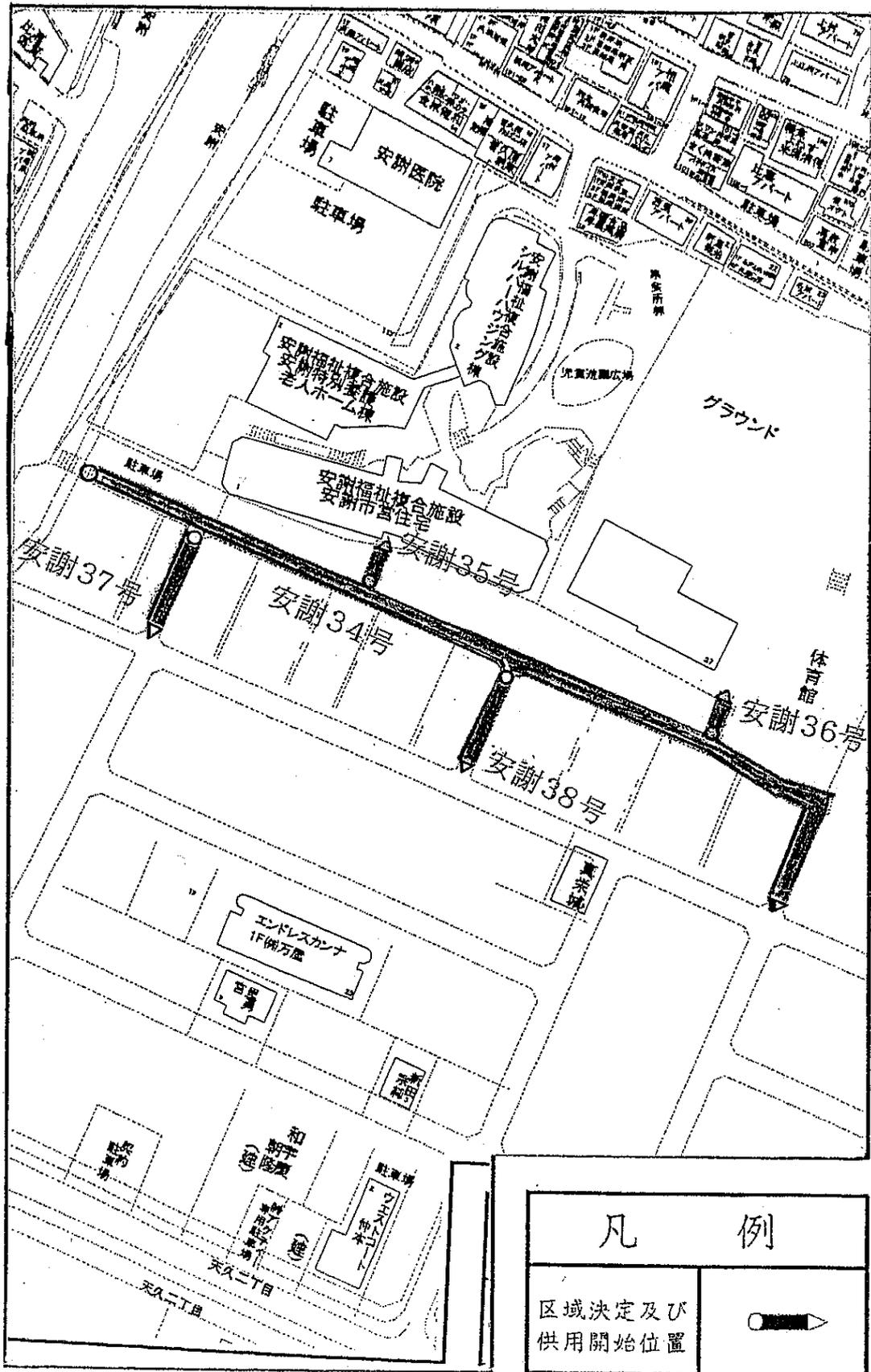
供用開始する路線

整理番号	路線名	区間	延長 m	幅員 m	備考
1878	天久 45 号	字天久東原 192 字天久東原 198	40.0	6.0	
1941	上之屋 10 号	字天久天久原 137 字天久天久原 141-1	39.1	6.0	車道部
1814	安謝 23 号	字安謝東原 541 字安謝東原 542-2	47.87	9.0	
1814	安謝 23 号	字安謝東原 573-5 字安謝東原 589	51.93	6.0	
1797	天久安里線	字天久天久原 140 字上之屋後苗代原 121-1	662.6	5.0	右側歩道部
1981	安里 26 号	字安里後原 255 字安里後原 279-3	134.8	2.5	歩道部
1982	安里 27 号	字安里後原 286-3 字安里後原 272-2	173.1	3.5	左側歩道部
1970	真嘉比 81 号	字真嘉比西原 309-11 字真嘉比西原 300-1	149.5	3.5	右側歩道部
1926	銘苺 37 号	字銘苺兼本原 589 字真嘉比西原 304-1	339.4	2.5	歩道部
1927	銘苺 38 号	字銘苺名護松尾原 590 字安里後原 262-2	477.6	3.5	左側歩道部
1928	銘苺 39 号	字銘苺穂採謝原 855-10 字安里後原 261	197.9	3.5	右側歩道
1941	上之屋 10 号	字天久天久原 137 字天久天久原 141-1	39.1	1.5	左側歩道部
1983	安里 28 号	字安里後原 285-2 字安里後原 195-1	497.0	6.0	車道部

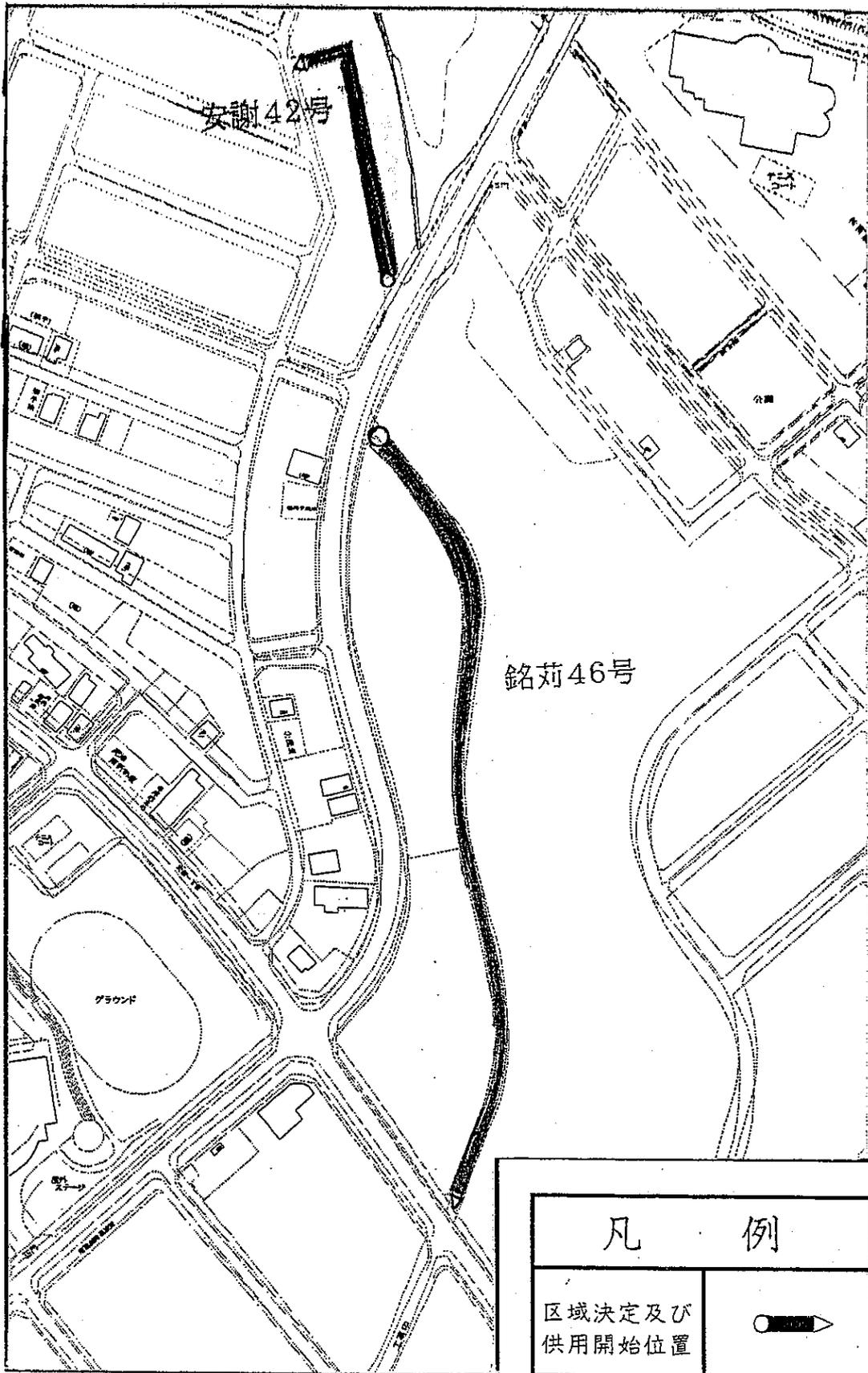
市道路線の区域決定及び供用開始位置図



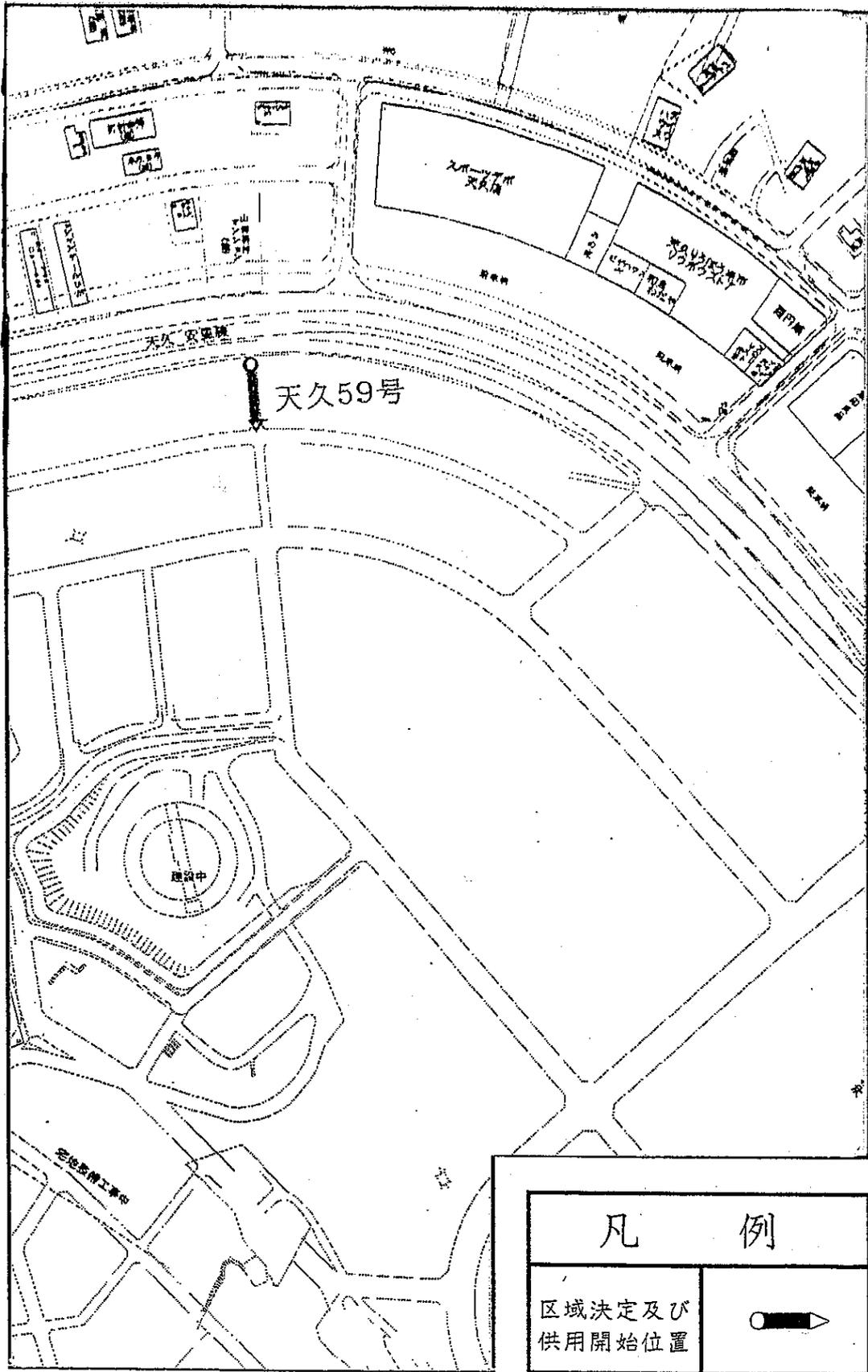
市道路線の区域決定及び供用開始位置図



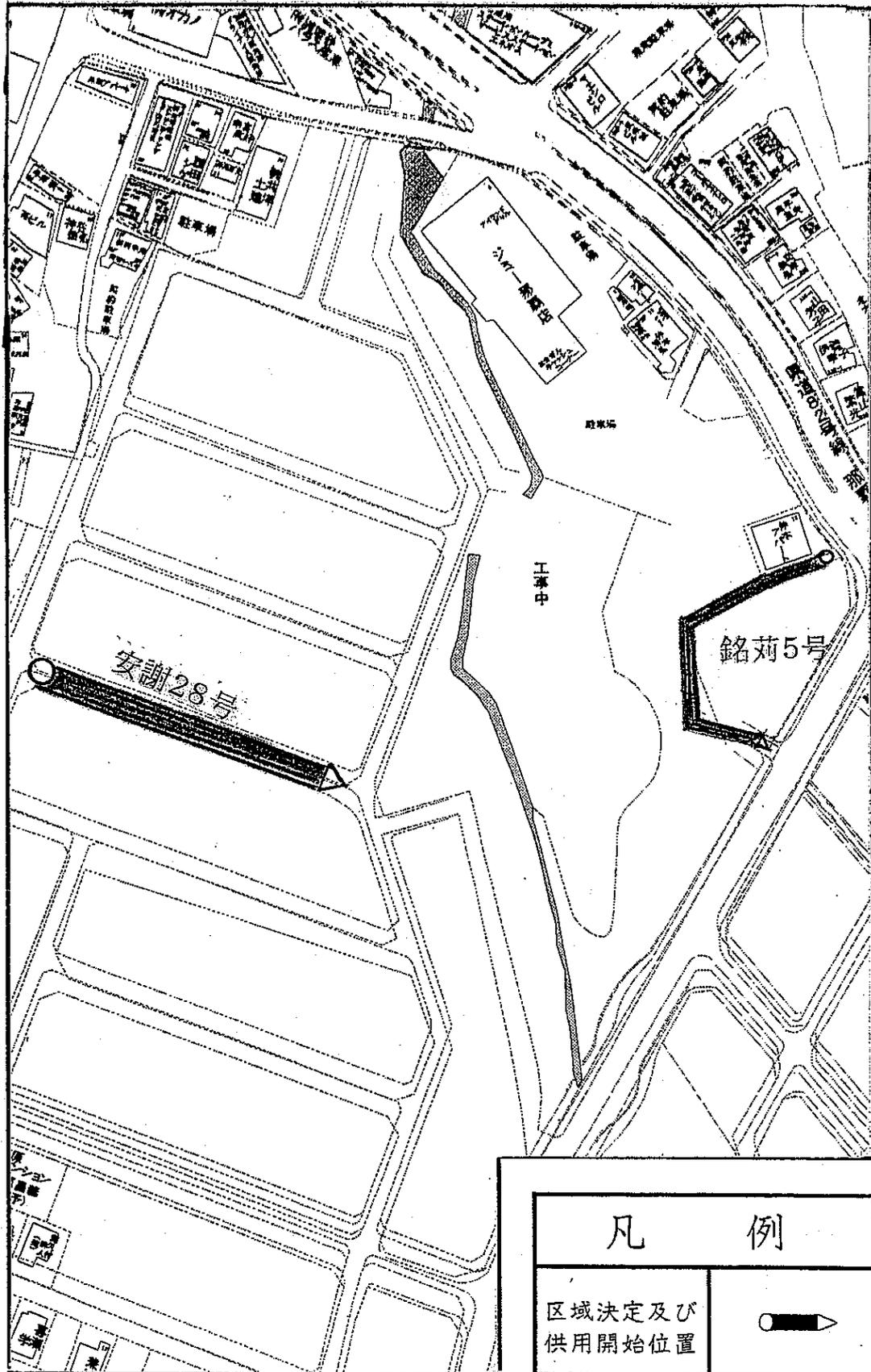
市道路線の区域決定及び供用開始位置図



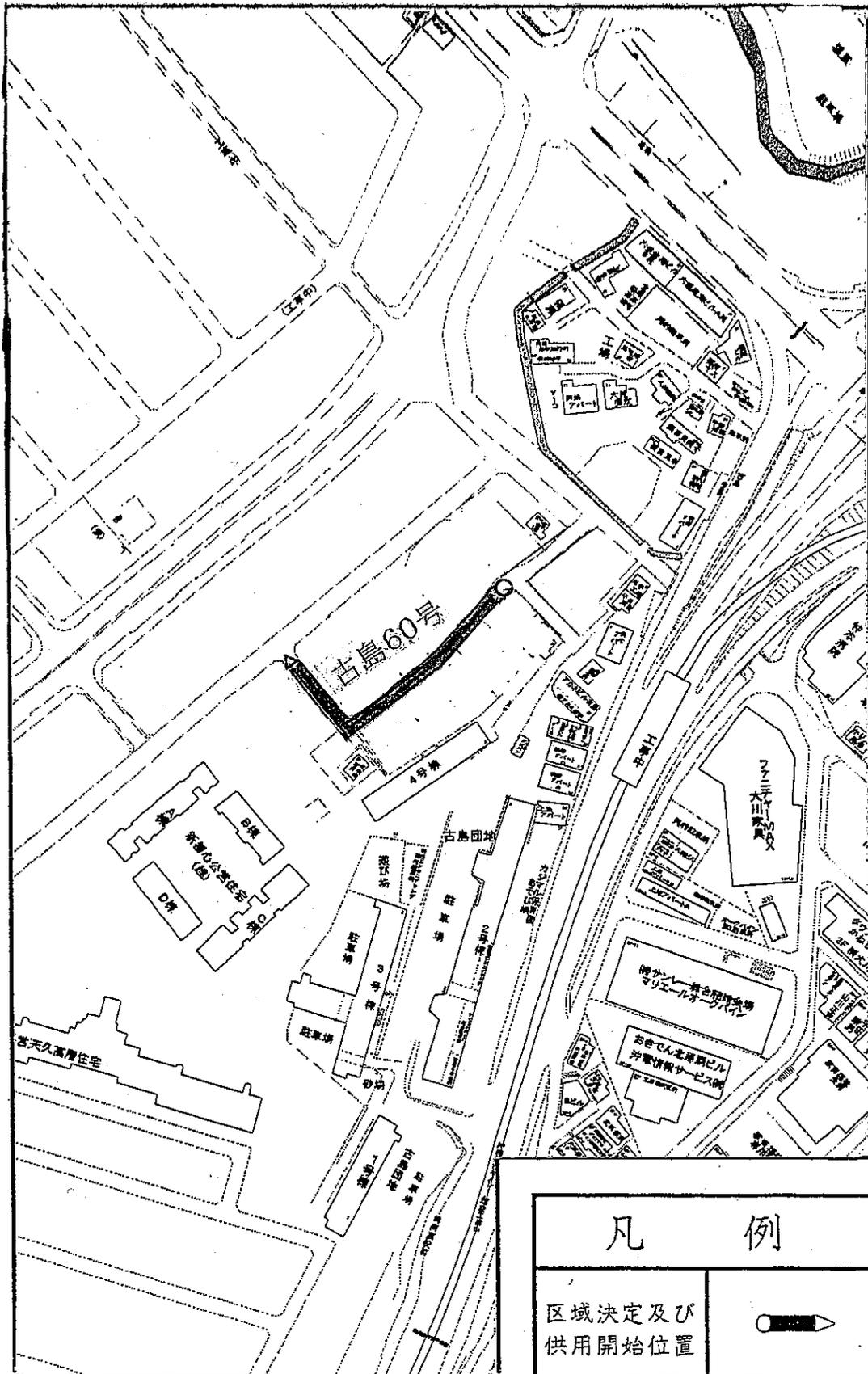
市道路線の区域決定及び供用開始位置図



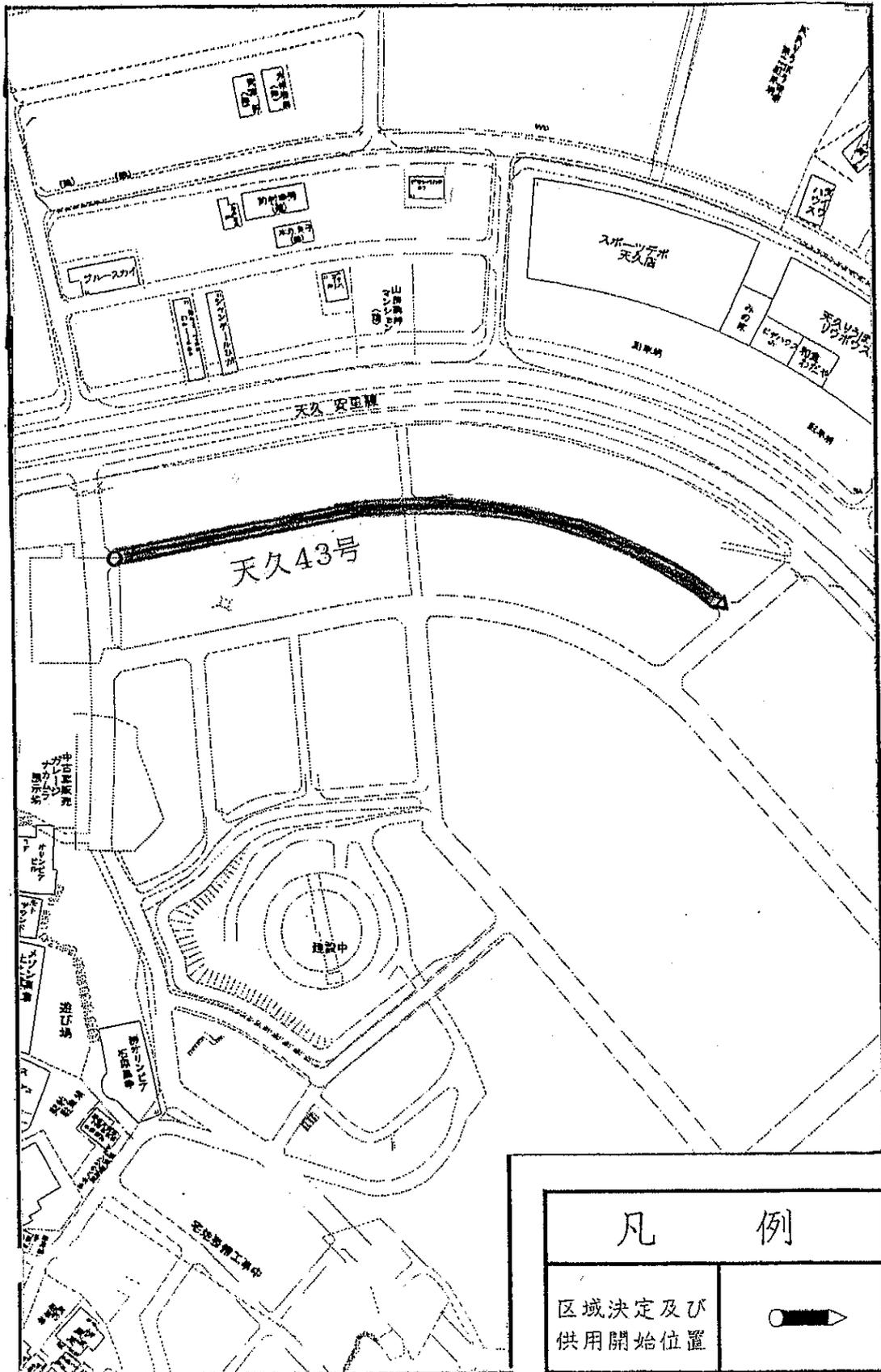
市道路線の区域決定及び供用開始位置図



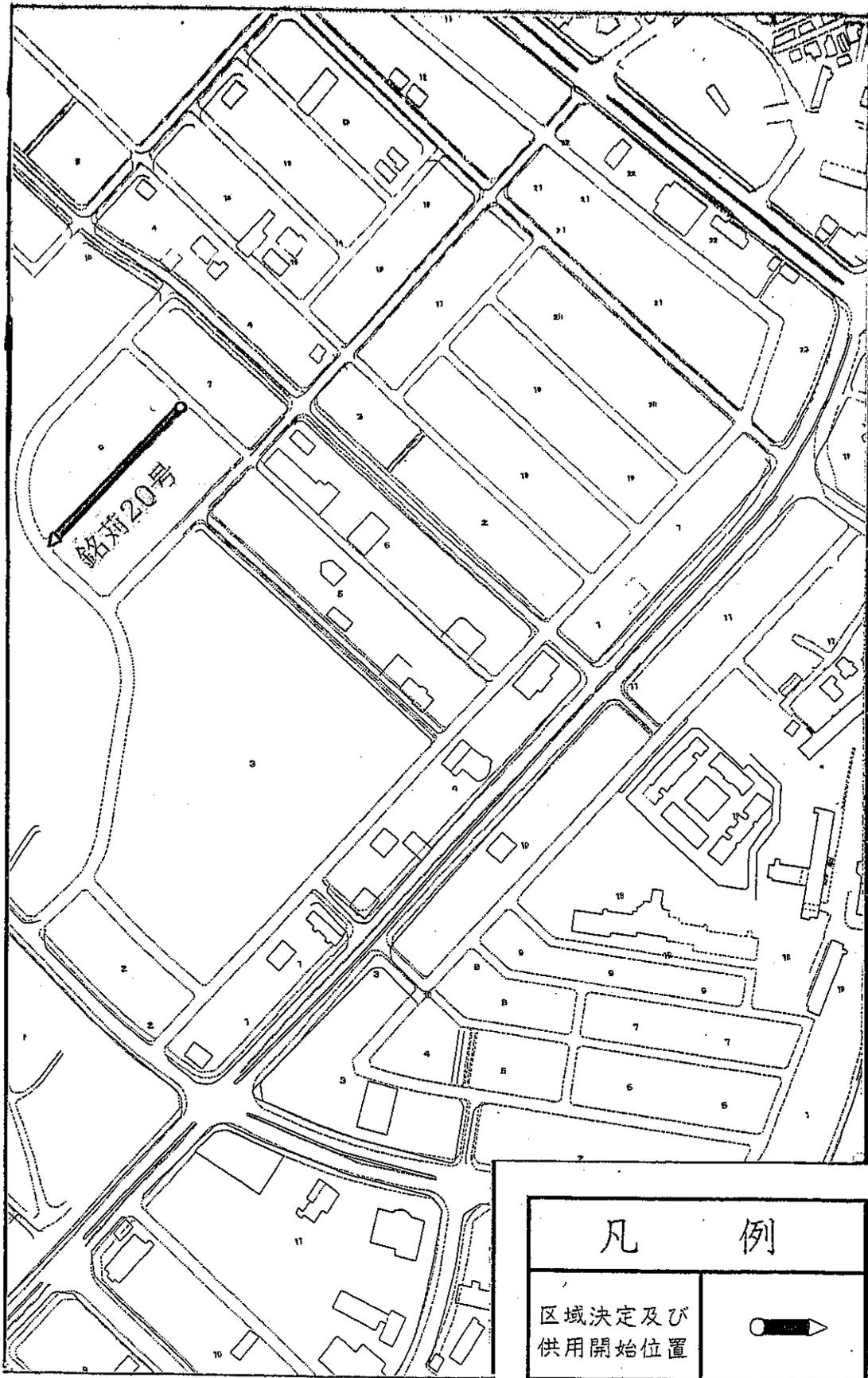
市道路線の区域決定及び供用開始位置図



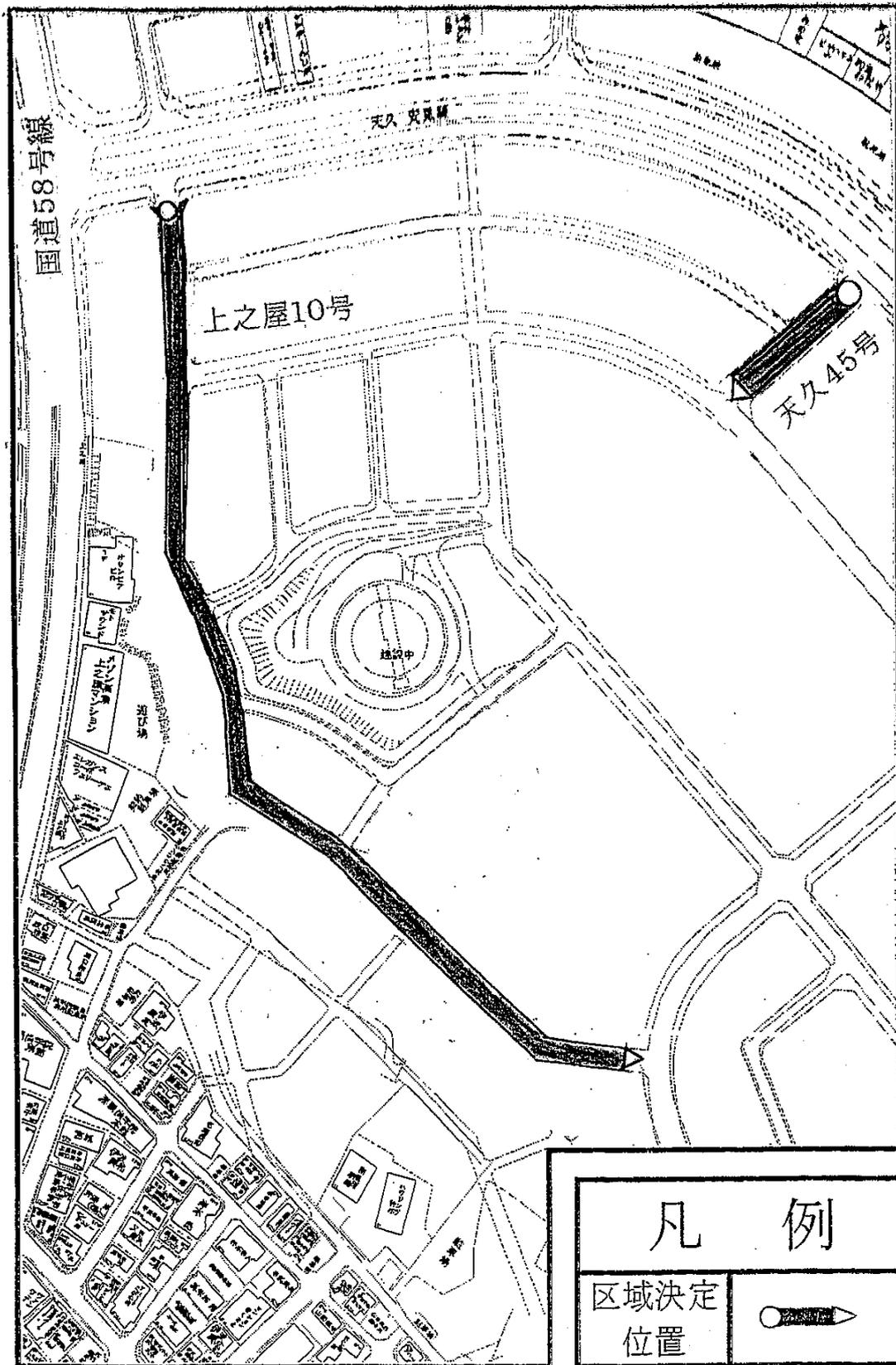
市道路線の区域決定及び供用開始位置図



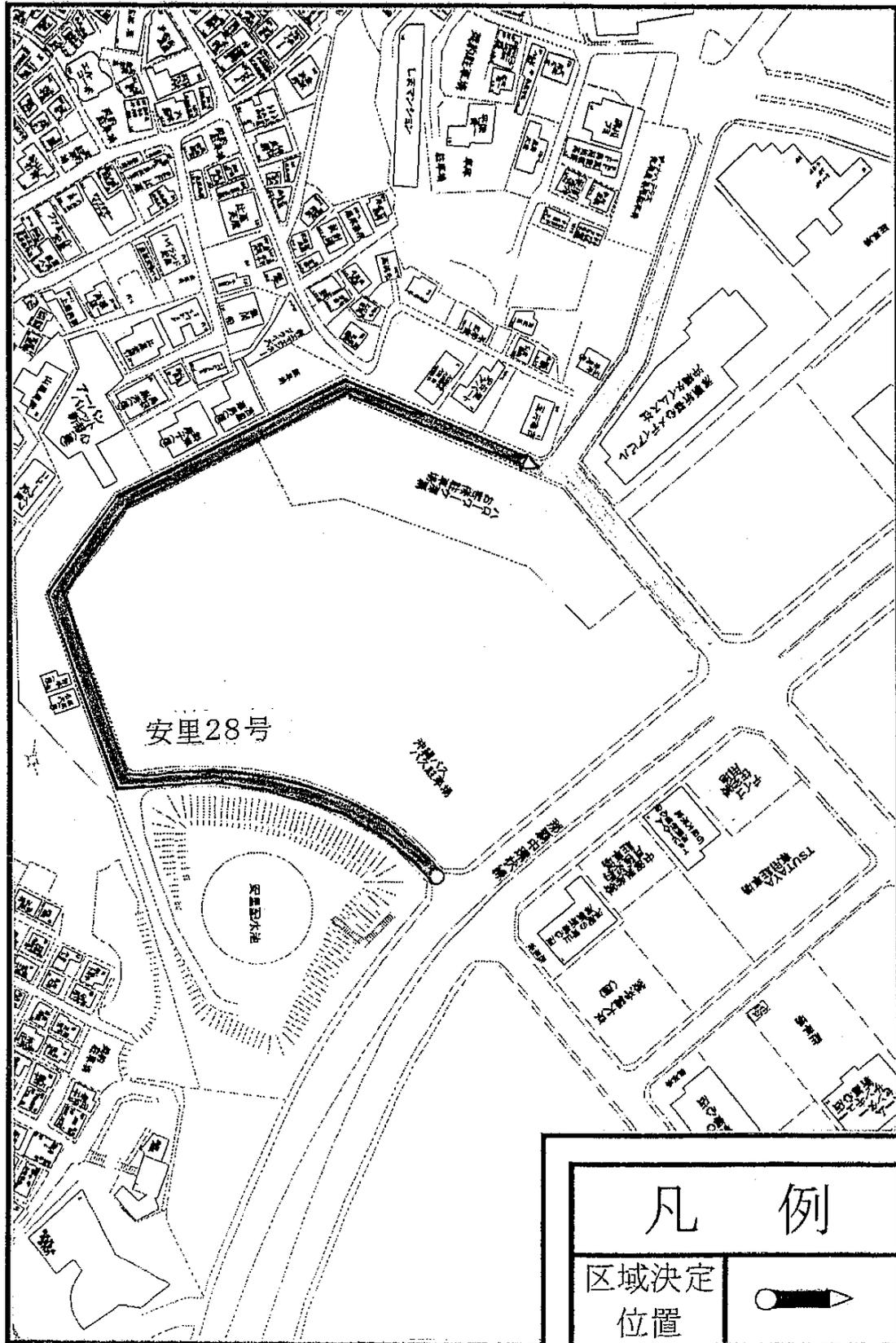
市道路線の区域決定及び供用開始位置図



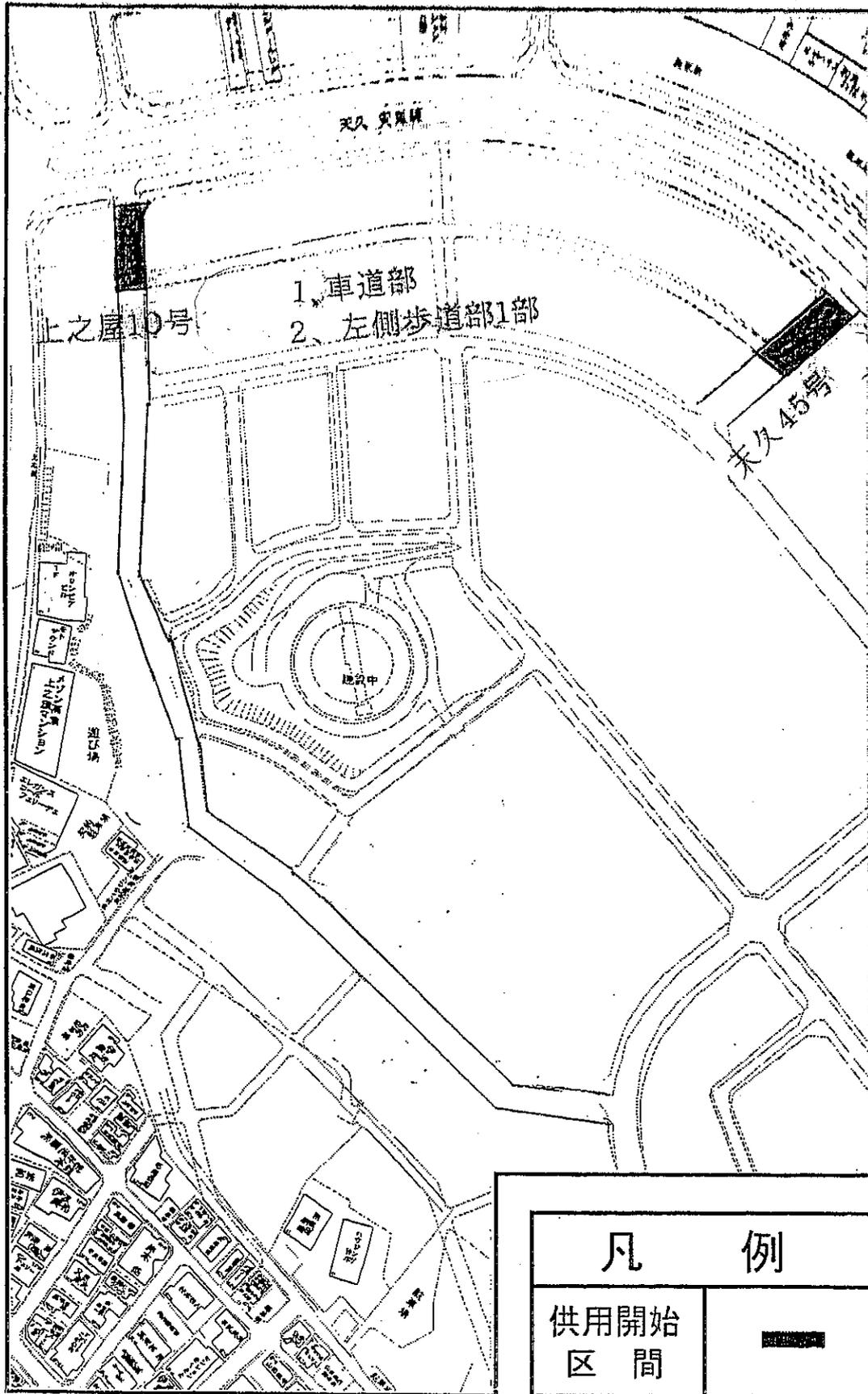
市道路線の区域決定位置図



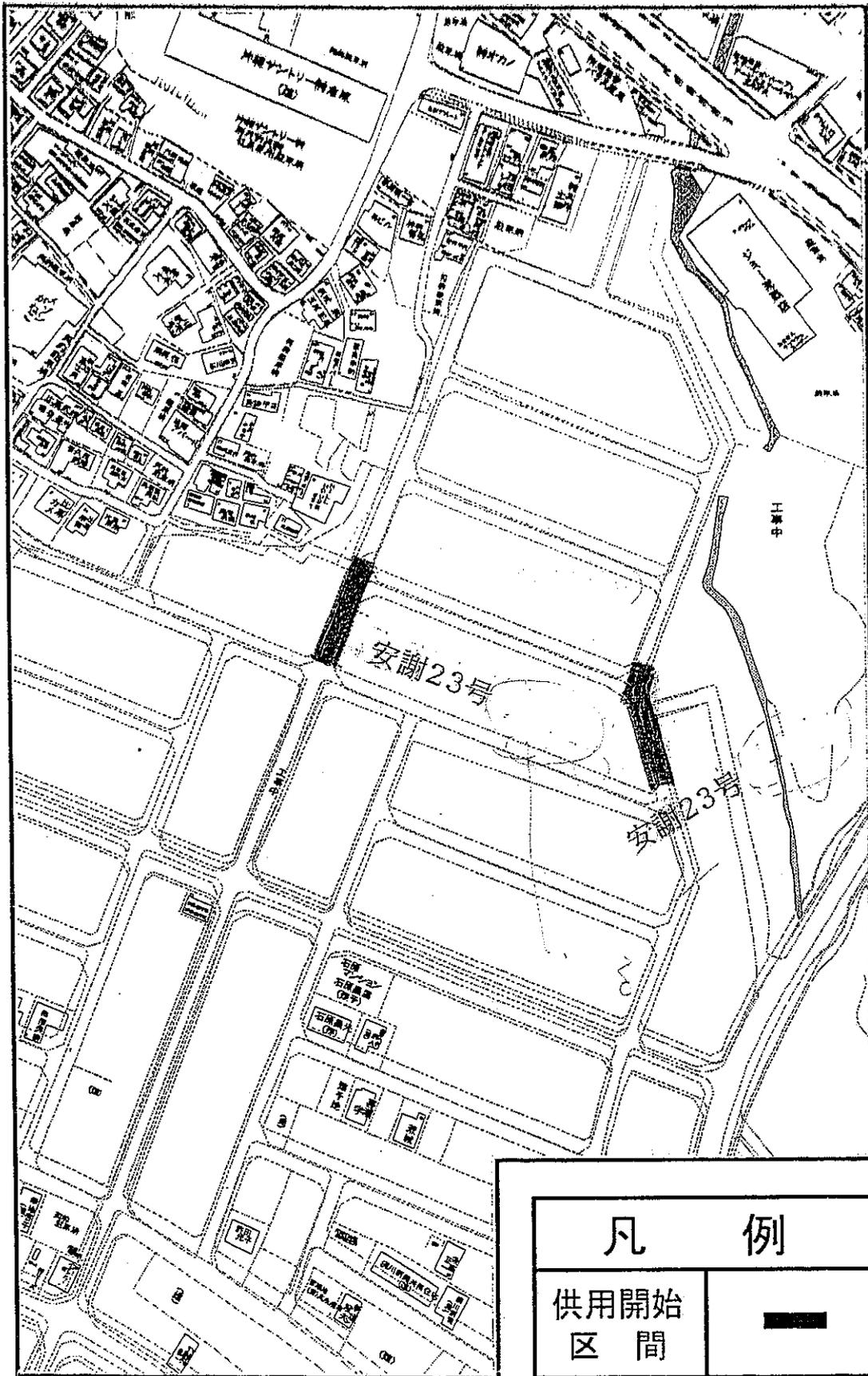
市道路線の区域決定位置図



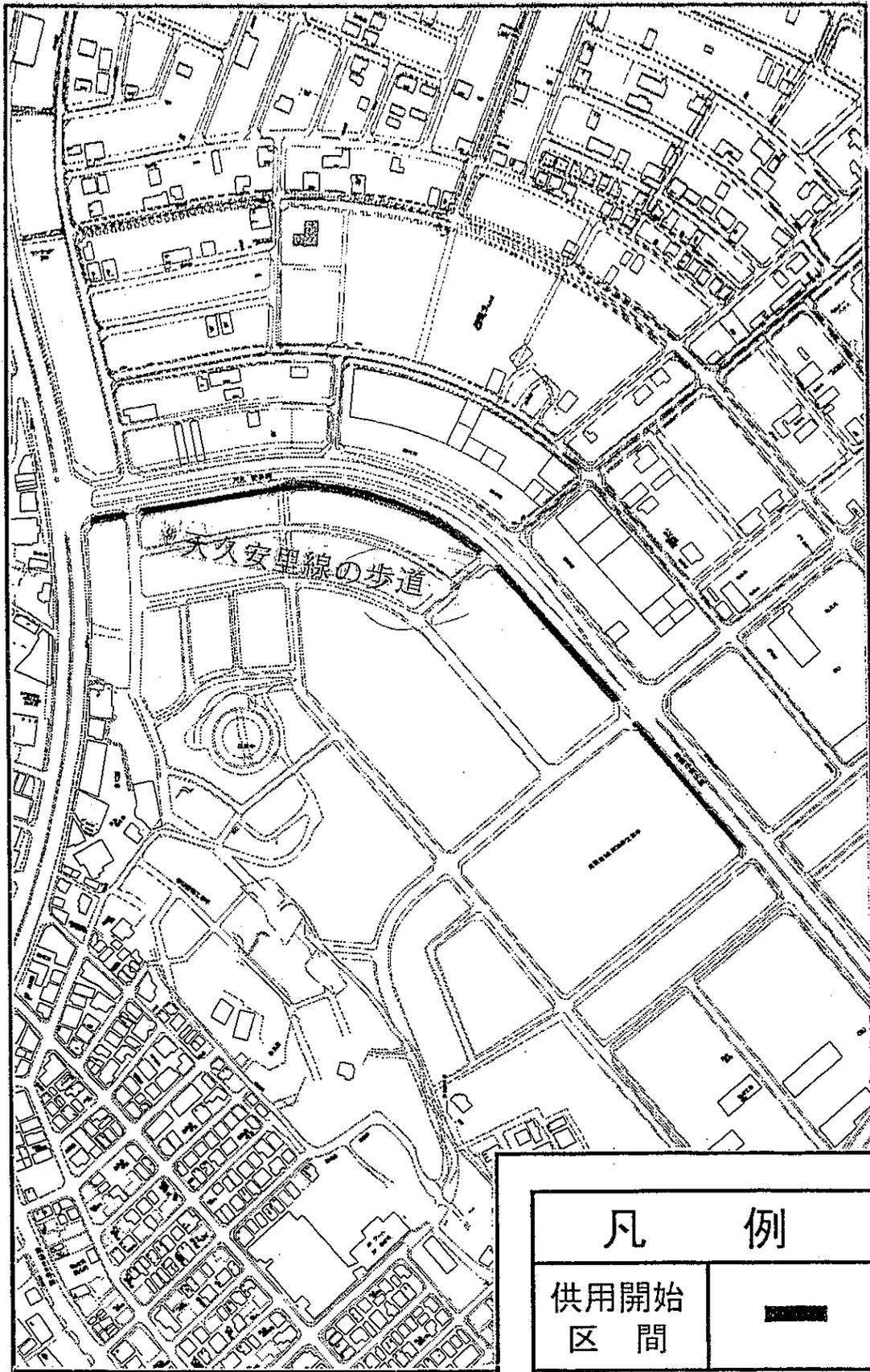
市道路線の供用開始位置図



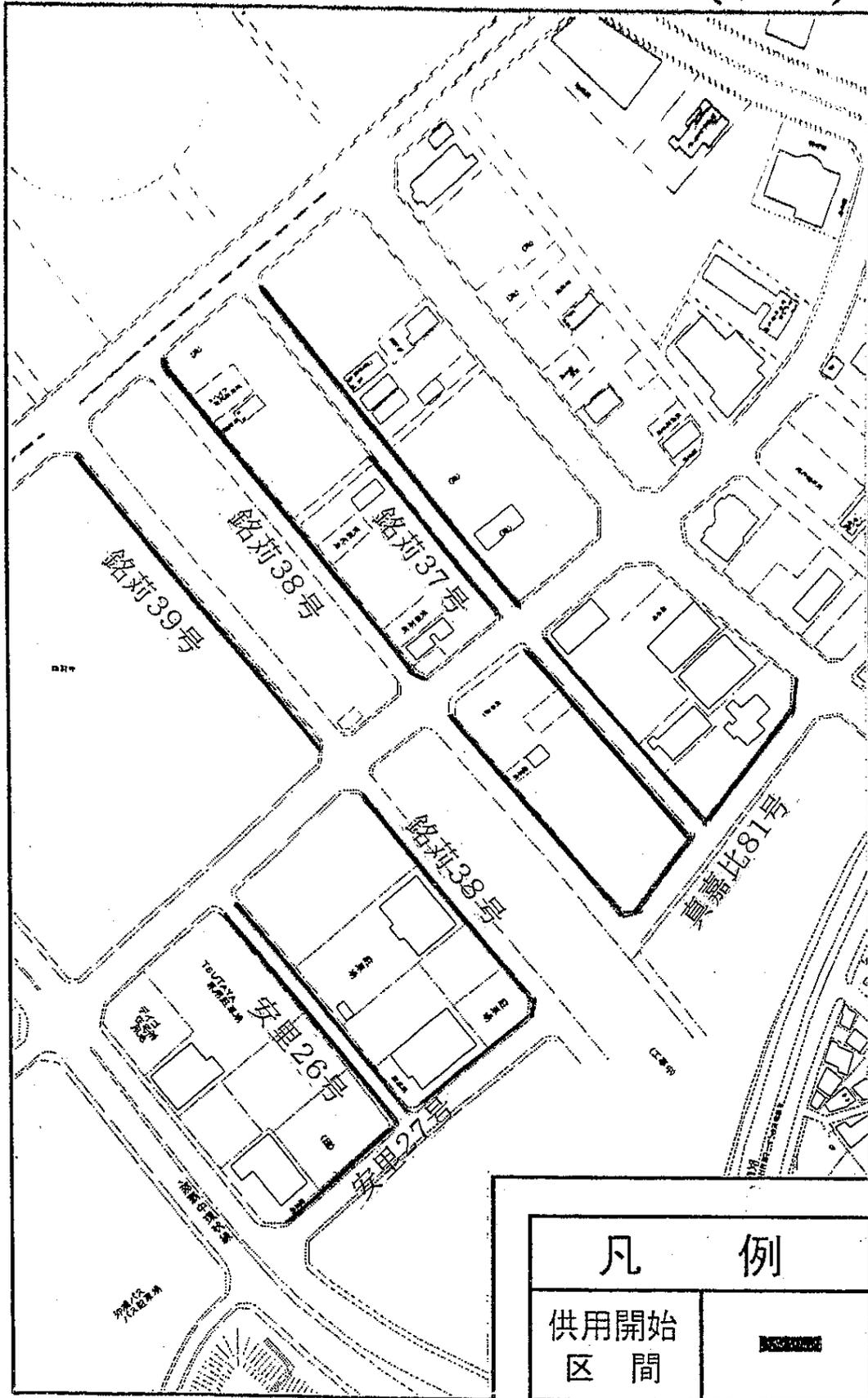
市道路線の供用開始位置図



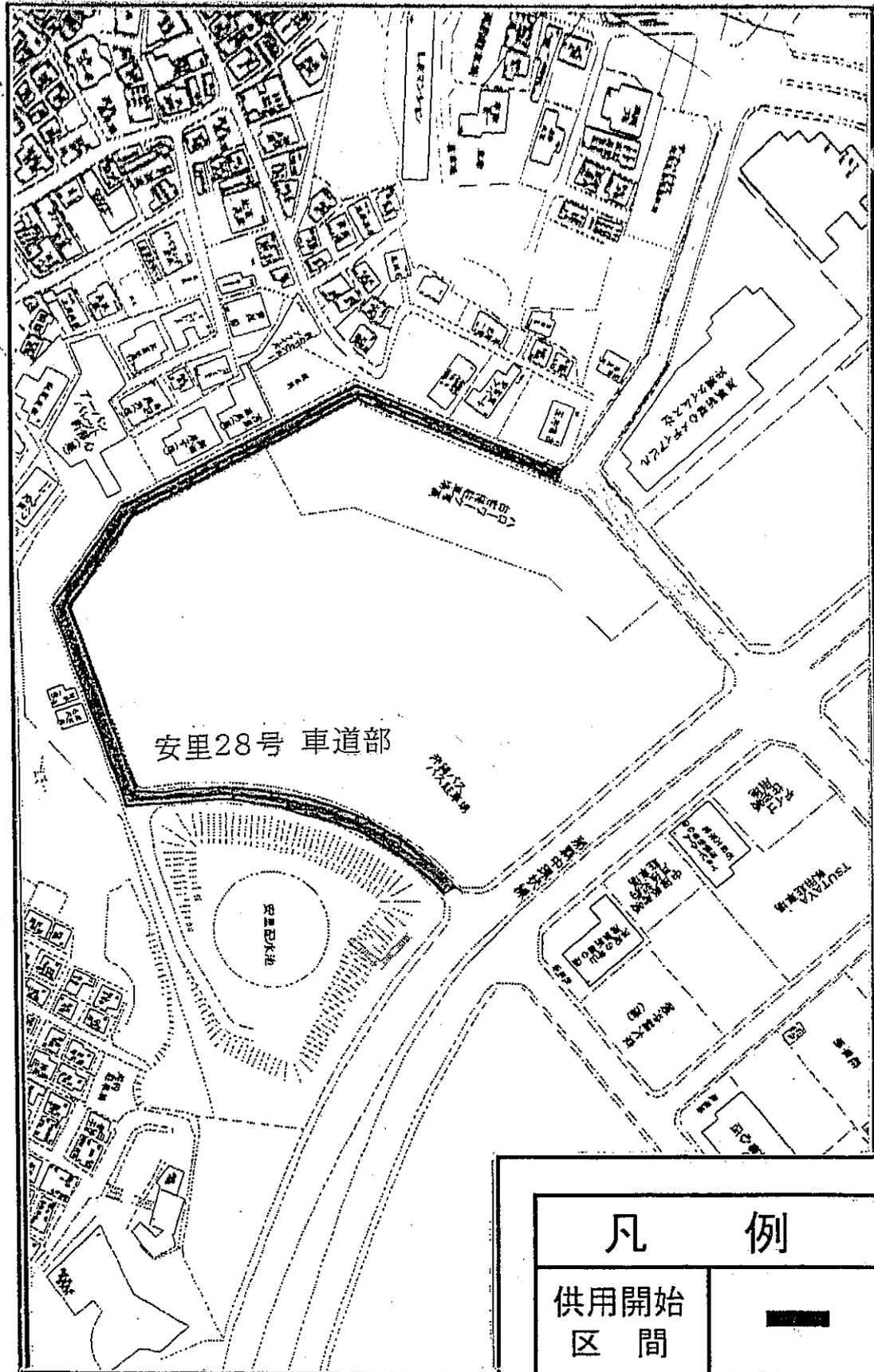
市道路線の供用開始位置図



市道路線の供用開始位置図(歩道)



市道路線の供用開始位置図



那覇市告示第 1 号

平成 1 6 年 4 月 1 日

固定資産の価格等を登録したことについて

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 1 条第 2 項の規定により、平成 1 6 年度の固定資産税に係る固定資産の価格等を平成 1 6 年 3 月 3 1 日に固定資産課税台帳に登録したので、告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

公 告

那覇市公告第 1 3 1 号

平成 1 6 年 3 月 1 0 日

掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

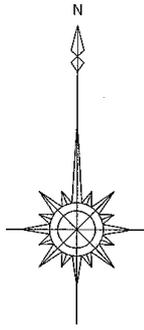
都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 及び都市公園法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 9 0 号）第 9 条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部都市施設管理センター（公園管理室）において一般の縦覧に供する。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

記

公園の名称	小禄若草公園
公園の位置	那覇市字小禄 9 5 6 番地
公園の区域	別紙参考図のとおり
供用開始の期日	平成 1 6 年 3 月 1 0 日



位 置 図

S=1/10000



那覇市公告第132号
平成16年3月15日
掲 示 済

那覇広域都市計画事業小禄金城土地区画整理事業の事業計画変更について

那覇広域都市計画事業小禄金城土地区画整理事業の事業計画の変更をしたので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、下記の事項を公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

- 1 土地区画整理事業の名称 那覇広域都市計画事業
小禄金城土地区画整理事業
- 2 施 行 者 の 名 称 那覇市
- 3 施 行 地 区

那 覇 市	赤 嶺	1丁目 2丁目	全 部
	田 原	1丁目 2丁目 3丁目 4丁目	
	金 城	1丁目 2丁目 3丁目 4丁目 5丁目	
	字安次嶺	安次嶺原	の 一 部

- 4 事 業 施 行 期 間 昭和58年 8月11日から
平成17年 3月31日まで
- 5 事 務 所 の 所 在 地 那覇市銘苅2丁目3番1号
区画整理課 (新都心銘苅庁舎5階)
- 6 事業計画の決定の年月日 昭和58年 8月11日
- 7 事業計画の変更の年月日 平成16年 3月15日

那覇市公告第133号
平成16年3月18日
掲 示 済

天久公園多目的広場の照明施設設置及び一部供用について

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第9条に基づき、次の公園施設を設置し一部供用を開始する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部都市施設管理センター公園管理室において一般の閲覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

公園施設の名称	天久公園多目的広場の照明施設
公園施設の位置	那覇市おもろまち3丁目2番
供用開始の期日	平成16年4月1日

那覇市公告第134号
平成16年3月19日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称
種 類 那覇広域都市計画公園事業
名 称 那6号 寒川緑地
2. 施行者の氏名
那 覇 市
3. 事業所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
4. 事業地の所在地
沖縄県那覇市首里寒川町1丁目地内
5. 事業の施行期間
平成7年7月28日から平成18年3月31日まで
6. 縦覧の場所
那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、新都心銘苅庁舎3階)

那覇市公告第135号
平成16年3月19日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称
種 類 那覇広域都市計画公園事業
名 称 5・5・那2号 末吉公園
2. 施行者の氏名
那 覇 市
3. 事業所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
4. 事業地の所在地
沖縄県那覇市首里末吉町1丁目地内及び首里儀保町4丁目地内
5. 事業の施行期間
昭和47年9月20日から平成18年3月31日まで
6. 縦覧の場所
那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、新都心銘苅庁舎3階)

那覇市公告第136号
平成16年3月19日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称
種 類 那覇広域都市計画公園事業
名 称 3・3・那8号 森口公園
2. 施行者の氏名
那 覇 市

3. 事業所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
4. 事業地の所在地
沖縄県那覇市字小禄森口原地内
5. 事業の施行期間
平成2年6月15日から平成18年3月31日まで
6. 縦覧の場所
那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、新都心銘苅庁舎3階)

那覇市公告第137号
平成16年3月22日
掲 示 済

保留地の一般公開抽選処分について

保留地（宅地）を一般公開抽選により処分するので、那覇広域都市計画事業土地区画整理事業の保留地処分に関する規則（昭和57年那覇市規則第10号）第2条の規定に基づき、次の事項を公告する。

那覇広域都市計画事業
小禄南土地区画整理事業
施行者 那覇市
代表者 那覇市長 翁長 雄志

1 保留地の位置、地積及び処分価格

小禄南土地区画整理地区内

保留地2画地

番号	画地番号	面積 (㎡. 坪)	価格 (円)
保留地②	57 街区 16	176.01 (53.2 坪)	20,769,000
保留地③	50 街区 1	276.39 (83.6 坪)	30,264,000

2 資格

次の各号のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。

- (1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人並びに破産者で復権を得ない者。
- (2) 保留地の抽選日において、本市内に住所を有する期間が3か月未満の者。
ただし、当該区画整理事業に係る権利者を除く。
- (3) 過去10年間に本市から保留地を買い受けた者。

3 抽選の日時及び場所

- (1) 日時 平成16年4月23日（木）午後2時から
- (2) 場所 小禄南区画整理事務所（小禄支所2階）
那覇市字宇栄原1035番地 電話 858-9112

4 抽選参加申込みの受付期間及び場所

- (1) 日時 平成16年4月9日（金）午前8時30分から
平成16年4月22日（木）午後5時まで
(土曜、日曜可)

(2)場所 小禄南区画整理事務所 (小禄支所2階)
那覇市字宇栄原 1035 番地 電話 858-9112

5 その他

- (1)抽選参加申込みは、1世帯又は1法人につき1画地とする。
- (2)その他詳細については、小禄南区画整理事務所で配布する案内書に掲載する。
※受付期間内に申込みのない宅地については、2資格(2)及び(3)に該当する方も処分の対象といたします。



消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第11号

平成16年3月26日

施 行 済

那覇市災害ユイマール登録制度実施要綱を次のように定める。

那 覇 市 消 防 本 部
消 防 長 大 田 和 人

那覇市災害ユイマール登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時又は事故等の発生時（以下「緊急時」という。）に、自力で避難等を行うことが困難で、他の人等からの支援を必要とする高齢者、障害者等の個人情報をも本市消防本部の消防緊急通信指令システム（以下「システム」という。）に登録することにより、緊急時の円滑かつ迅速な援護活動を図り、市民福祉の向上に役立てることを目的とする。

(対象者)

第2条 この制度の対象となる者（以下「対象者」という。）は、那覇市内に在住し、自力で避難等を行うことが困難で、他の人等からの支援を必要とし、及び次のいずれかに該当する者で、この制度による個人情報の提供に同意し、登録を行った者とする。

- (1) 一人住まいの高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ）又は高齢者のみの世帯に属する者
- (2) 身体に障害を持っている者（障害者手帳を持っている者）
- (3) その他緊急時において、避難、救護等の支援が必要と想定される者

(Eメール通報対象者)

第3条 Eメール通報（携帯電話又はインターネット端末機からのメールによる緊急通報をいう。）の対象者は、聴覚障害者及び言語障害者等で緊急時の通報に支障があるものとする。

(登録申請)

第4条 登録しようとする者（以下「申請者」という。）は、那覇市消防長（以下「消防長」という。）に那覇市災害ユイマール登録（変更）申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を提出するものとする。

2 対象者が未成年又は第2条第3号で消防長が必要と認める場合は、保護者等が申請できるものとする。

(登録)

第5条 消防長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、必要と認めるときは、システムに登録するものとする。なお、前条第2項により申請をする場合は、申請者との面談等において必ず意思確認を行うものとする。

2 消防長は、前項の規定により登録された者（以下「登録者」という。）に対し、那覇市災害ユイマール登録通知書（第2号様式）、登録番号カード（第3号様式）

及び登録シール（第4号様式）を交付するものとする。なお、Eメールによる通報登録者には、緊急通報用メールアドレスを開示するものとする。

3 登録番号カード（第3号様式）の特記には、登録者の申し出により他の者への身体状態を説明する内容を記入するものとする。

4 消防長が、第1項の審査の結果、登録の必要がないと認めた場合は、申請者にその理由を通知するものとする。

（登録内容の変更）

第6条 登録者は、登録事項に変更があった場合は、速やかにその変更内容を申請書に記入し、消防長に申請しなければならないものとする。

2 消防長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに当該登録内容を変更する。

（登録の取消し）

第7条 登録者は、登録の取消しの申し出をしようとするときは、那覇市災害ユイマール登録取消申請書（第7号様式）（以下「取消申請書」という。）を、消防長に提出しなければならないものとする。

2 消防長は、前項の取消申請書を受理したときは、速やかに当該登録を取り消すものとする。

（登録者への対応）

第8条 消防長は、登録者からの119番通報時及び緊急時により、発生場所、発生内容及び登録者の個人情報、その他諸情報を掌握し、消防自動車、救急自動車等の出動を行うとともに必要に応じて関係機関への情報提供及び保護者その他親族、協力者等への支援要請を行うものとする。

2 前項の登録者からの通報で、緊急時の交信にファクシミリを使用するときは、第5号様式及び第6号様式を使用して行うものとする。

3 Eメール登録者からのEメール通報を受信した場合は、通報内容（①登録番号②名前③火災か救急か、またその状況④現在いる場所）を確認し、通報者に対しEメール受信したこと及び消防自動車又は救急自動車等が出動したことを通知文としてEメール送信をするものとする。

（災害情報の提供）

第9条 消防長は、Eメール通報登録者に対し、台風、地震及び津波に関する注意報、警報及び大規模災害等の必要情報を、Eメールにより災害情報として提供するものとする。

（個人情報の維持管理）

第10条 消防長は、那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）の規定に基づき個人情報を適正に維持管理しなければならないものとする。

（支援体制の整備）

第11条 消防長は、大規模災害発生時等及びその他緊急時に市関係部局等と協力し、連携を図りながら支援体制の整備に努めるものとする。

2 登録している各項目の内容については、情報の更新に必要な場合に限って市関係部局に照会するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

第 1 号様式

(表)

年 月 日

那覇市消防長 様

申請者 住 所
氏 名

印

那覇市災害ユイマール登録 (変更) 申請書

那覇市災害ユイマール登録制度実施要綱第 4 条及び第 6 条の規定により、次のとおり登録 (変更) を申請します。

世帯主氏名	(続柄)		ふりがな		
住 所	那覇市 (名称 : 階 号室)				
住宅の状況	<input type="checkbox"/> 木造 階建て <input type="checkbox"/> コンクリート 階建て <input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> LPガス				
世帯状況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	自 力 避 難	
				<input type="checkbox"/> 可能 ・ <input type="checkbox"/> 不可能	
				<input type="checkbox"/> 可能 ・ <input type="checkbox"/> 不可能	
				<input type="checkbox"/> 可能 ・ <input type="checkbox"/> 不可能	
				<input type="checkbox"/> 可能 ・ <input type="checkbox"/> 不可能	
親族連絡先	氏 名	続 柄	住 所	電 話 番 号	確 認 欄
協力者	氏 名	関 係	住 所	電 話 番 号	確 認 欄

※太枠内は職員の指示にしたがい必ず記入して下さい。他の項目は任意記入とします。

※協力者とは、近隣者及び友人等で緊急時に支援してくれる方を記入してください。

※確認欄は、消防職員で同意確認が出来た日及び確認者名を記入すること。

(裏)

登録者氏名	ふりがな	携帯番号			
		アドレス			
生年月日	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男	血液型	A B
連絡先			<input type="checkbox"/> 女		AB O
障害手帳	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	等級	(番号:)		
障害区分	<input type="checkbox"/> 肢体(上肢・下肢・全身) <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 言語				
自力避難	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 要介助 <input type="checkbox"/> 不可能				
使用補装具	<input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> 補聴器 <input type="checkbox"/> その他()				
介 護	<input type="checkbox"/> 要支援		<input type="checkbox"/> 要介護1	<input type="checkbox"/> 要介護2	
	<input type="checkbox"/> 要介護3		<input type="checkbox"/> 要介護4	<input type="checkbox"/> 要介護5	
現 病 歴	病 名	状況 (治療中・在宅酸素療法・透析療法等)			
通 院 先	医 療 機 関	診療科目・担当医	診 察 券 番 号		
希 望 収 容 先					
第 1 希 望		第 2 希 望		そ の 他	

上記の内容を救急搬送時の医療機関(通院先、希望収容先等)医師への開示提供、災害や事故等の発生時における支援情報として活用すること、及び登録している各項目の内容について、情報の更新に必要な場合に限って市関係部局に照会することも承認します。また、緊急措置で建物等の部分破壊についても承認します。

年 月 日 氏 名 印

消防職員で記入

登録承認:平成 年 月 日 第 号

対象者: 1. 高齢 2. 障害 3. その他

審査内容:

承認印

第 2 号様式

那 消 第 号
年 月 日

様

那覇市消防長 印

那覇市災害ユイマール登録通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市災害ユイマール登録について、下記のとおり登録しましたので通知します。

登録者名 _____

登録番号 _____ 登録日 年 月 日

- 1 この制度で登録した情報は、次のようなときに使用します。
 - (1) 火災、救急等緊急出動依頼のあったとき。
 - (2) 救急搬送時における医療機関（通院先、希望収容先等）医師への開示提供
 - (3) 近隣における火災発生時等により避難及び支援の必要があるとき。
 - (4) 自然災害が発生した場合で、避難及び支援の必要があるとき。
 - (5) 大規模災害における緊急支援を行うとき。
- 2 緊急（火災、救急等）の場合は、119番通報をして火災、救急の内容とあなたの登録番号をお伝えください。FAXの利用者は、緊急通報用紙（第5号様式）で送信して下さい。Eメール通報登録者は、①登録番号②名前③火災か救急か、またその状況④現在いる場所を明記した通報用メール文を作成し、送信してください。
- 3 登録カードは、確認しやすい場所に掲げておくか、携帯してください。
- 4 登録シールは、住宅入口扉裏に貼っておいてください。（床から1メートル以上の部分に貼って下さい。第4号様式参照）
- 5 登録された個人情報で、住所、連絡先、医療機関の変更、新たに特殊療法の実施等登録情報の変更があれば、那覇市消防長（指令情報課）まで変更申請書（第1号様式）を提出してください。なお、登録している各項目の内容については、情報の更新に必要な場合に限って市関係部局に照会します。
- 6 その他、分からないことがありましたら、那覇市消防本部指令情報課までお問い合わせください。（連絡先：TEL _____ , FAX _____ ）

第 3 号 様 式

登 録 番 号 カ ー ド (携 帯 用)

第 号
那 覇 市 災 害 ユ イ マ ー ル 登 録 番 号 カ ー ド
氏 名
那 覇 市 消 防 長 印

5. 5 c m

8. 5 c m

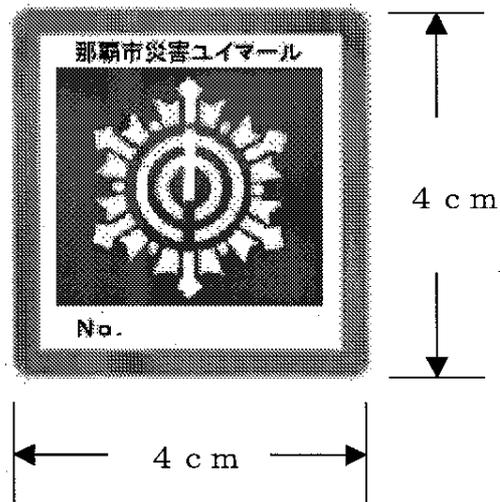
(裏)

<p>このようなときに使用します</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 火災や救急の連絡をするとき(2) 救急搬送した病院の医師に、あなたの情報を提供するとき(3) 近隣の災害時に避難や支援を依頼するとき(4) 自然災害時に避難や支援を依頼するとき(5) 大規模災害時における緊急支援を依頼するとき <p>特記 ()</p>
--

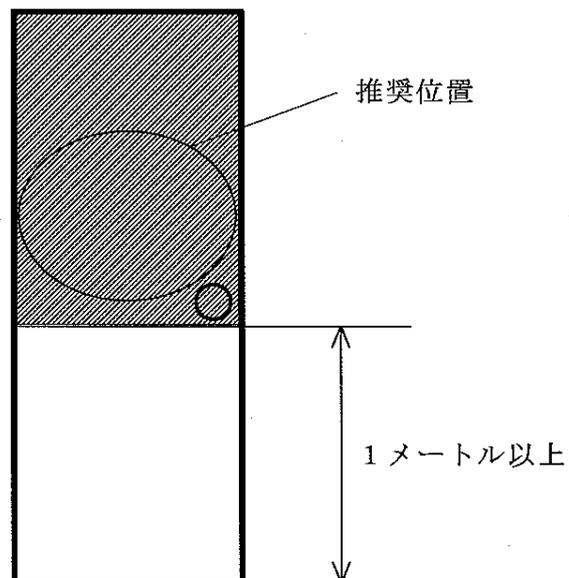
※登録カード裏面の特記事項への記入は、本要綱第5条第3項に基づき記入するものとする。

第 4 号 様 式

登 録 シ ー ル

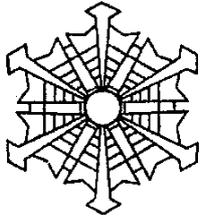


※シールの貼る位置については下図のとおり



出入口扉裏側の色塗り部分（上部）に貼ること。

第 5 号 様 式



(きんきゅうつうしん)

緊 急 通 信

(なはししょうぼうほんぶ)

(でんわばんごう)

那覇市消防本部ファクシミリ電話番号

1 1 9

次のいずれかを○でかこんでください。



(かじ)



(びょうき)



けが



ガスもれ

火事

病気

その他 (

)

(とうろくばんごう)

(だい)

(ごう)

◎登録番号

第

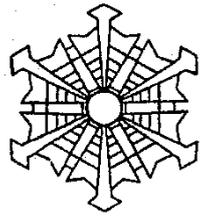
号

(とうろくしゃしめい)

◎登録者氏名

ちゅうい：◎のところは、あらかじめボールペンでかいておいてください。

第 6 号 様 式



(しょうぼう ふあつくす)

消 防 F A X

(さま)

様

(きんきゅう)

(じゅしん)

緊急ファクシミリを受信しました。

(あんしん)

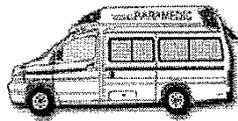
ご安心ください。



(しょうぼうしゃ)

消防車

がむかっております。



(きゅうきゅうしゃ)

救急車

(なはししょうぼうほんぶ)

那 霸 市 消 防 本 部

第 7 号様式

年 月 日

那覇市消防長 殿

申請者 住 所

氏 名

印

那覇市災害ユイマール登録取消申請書

那覇市災害ユイマール登録制度実施要綱第7条の規定により、次のとおり登録の取消しを申請します。

登録者 住 所

氏 名

登録番号 第 号 登録日 年 月 日

消防本部告示

那覇市消防本部告示第 1 号
平成 1 6 年 3 月 1 9 日
掲 示 済

火災警報の発令に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市消防本部
消防長 大田和人

火災警報の発令に関する規程の一部を改正する告示

火災警報の発令に関する規程（昭和 61 年 8 月 21 日消防本部告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

火災警報の発令に関する告示
第 1 条中「規程」を「告示」に改める。

付 則

この告示は、平成 16 年 3 月 19 日から施行する。

那覇市消防本部告示第 2 号
平成 1 6 年 3 月 1 9 日
掲 示 済

禁煙場所等の指定に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市消防本部
消防長 大田和人

禁煙場所等の指定に関する規程の一部を改正する告示

禁煙場所等の指定に関する規程（昭和 50 年 11 月 21 日消防本部告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

禁煙場所等の指定に関する告示
第 1 条中「規程」を「告示」に改める。

付 則

この告示は、平成 16 年 3 月 19 日から施行する。

那覇市消防本部告示第3号
平成16年3月19日
掲 示 済

指定洞道等の指定に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市消防本部
消防長 大田和人

指定洞道等の指定に関する規程の一部を改正する告示

指定洞道等の指定に関する規程（平成2年4月6日消防本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

指定洞道等の指定に関する告示
第1条中「規程」を「告示」に改める。

付 則

この告示は、平成16年3月19日から施行する。

那覇市消防本部告示第4号
平成16年3月19日
掲 示 済

消防用設備等の検査及び点検を要する防火対象物を指定する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市消防本部
消防長 大田和人

消防用設備等の検査及び点検を要する防火対象物を指定する規程の一部を改正する告示

消防用設備等の検査及び点検を要する防火対象物を指定する規程(昭和53年3月1日消防本部告示第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

消防用設備等の検査及び点検を要する防火対象物を指定する告示
第1条中「規程」を「告示」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。
第3条の見出し中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

付 則

この告示は、平成16年3月19日から施行する。

那覇市消防本部告示第5号
平成16年3月19日
掲 示 済

核燃料物質等を指定する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市消防本部
消防長 大田和人

核燃料物質等を指定する規程の一部を改正する告示

核燃料物質等を指定する規程（平成7年4月1日消防本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

核燃料物質等を指定する告示

付 則

この告示は、平成16年3月19日から施行する。

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第3号
平成16年3月23日
公 布 済

那覇市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 野原正徳

那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市公民館条例施行規則（昭和50年那覇市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条を次のように改める。

（非常勤の館長）

第9条 館長（中央公民館の館長は除く。）は、非常勤とすることができる。

2 非常勤の館長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 非常勤の館長が欠けた場合における補欠の館長の任期は、前任者の残任期間と

する。
第 10 条 削除

付 則
この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第 2 号
平成 1 6 年 3 月 1 2 日
施 行 済

那覇市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 野原正徳

那覇市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

那覇市立学校職員服務規程（平成 3 年那覇市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「教特法第 20 条 2 項」を「教特法第 22 条第 2 項」に改める。

付 則
この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市教育委員会訓令第 3 号
平成 1 6 年 3 月 2 3 日
施 行 済

非常勤の公民館長の任命及び職務等に関する規程を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 野原正徳

非常勤の公民館長の任命及び職務等に関する規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、那覇市公民館条例施行規則（昭和 50 年那覇市教育委員会規則第 6 号）第 9 条に規定する、非常勤の館長（以下「館長」という。）の任用及び職務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(館長の任命)

第2条 館長は、公募による応募者の中から教育長が推薦し、教育委員会が任命する。

(職務及び職位)

第3条 館長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 館長の職位については、那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)第19条を準用する。

(報酬等)

第4条 館長の報酬の額は、月額17万5千円とする。

2 館長が公務のため旅行する場合は、費用弁償として那覇市職員等の旅費支給条例(昭和47年那覇市条例第44号)による3等級職員の旅費に相当する額を支給する。

(勤務時間)

第5条 館長の勤務時間は、週30時間とする。

2 勤務時間外に勤務した場合は、その相当時間を勤務日から4週間以内の勤務時間に振り替えることができる。

(勤務日でない日)

第6条 館長の勤務日でない日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年条例第73号)第7条第1項に定める休日

(守秘義務)

第7条 館長は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

付 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第1号

平成16年3月23日

施 行 済

那覇市教育委員会庁舎管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 仲田美加子

那覇市教育委員会庁舎管理規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会庁舎管理規程（昭和51年那覇市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「（青少年センターを含む。以下同じ。）」及び「（青少年センターについては、所長）」を削る。

付 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

公平委員会規則

那覇市公平委員会規則第1号

平成16年3月22日

公 布 済

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 安次富 哲雄

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和47年那覇市公平委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第21条の5第3項」を削り、「地方公務員法第52条」を「同条」に改める。

別表中「別表」を「別表（第2条関係）」に改め、同表教育委員会の項中

「

青少年センター	所長
首里石嶺プール	所長

を

」

「

青少年センター	所長
---------	----

に

」

改める。

付 則

この規則中別表の改正規定は公布の日から、第1条の改正規定は平成16年4月1日から施行する。